

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名 モールドベース・ダイカストホルダー
会社名 ルンキーメタルジャパン株式会社
住所 〒130-0026
東京都墨田区両国1-8-8BBビル2階
電話番号 03-5625-5020
FAX番号 03-5625-5021
緊急連絡先及び電話番号 同上

2. 危険有害性の要約

鋼材としては、現在のところ有用な危険有害性の情報はない。(GHS分類区分該当なし。)
但し、重量物であり切断面は、鋭利である可能性があるため、手袋等を着用することが望ましい

3. 組成および成分情報

※化学物質/混合物の区別：混合物（鉄を主成分とした固体の合金鋼で安定している。）

※化管法では、「成型品」にあたる。

※主な成分

成分	含有量[wt%]	CAS番号	化管法*1 政令番号	安衛法*2 政令番号
鉄 [Fe]	残量	7439-89-6	-	-
マンガン [Mn]	5以下	7439-96-5	1種 412	550
銅 [Cu]	10以下	7440-50-8	-	379
ニッケル [Ni]	5以下	7440-02-0	1種 308	418
クロム [Cr]	20以下	7440-47-3	1種 87	142
モリブデン [Mo]	5以下	7439-98-7	1種 453	603
コバルト [Co]	1.0以下	7440-48-4	1種 132	172
バナジウム [V]	5.0以下	7440-62-2	-	-

注1) CAS: Chemical Abstracts Service(アメリカ化学会が運営・管理する化学物質登録システム)

注2) 上記の主要成分の他に、炭素[C]、リン[P]、硫黄[S]、窒素[N]等の微量元素を含む。

*1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

*2 労働安全衛生法

4. 応急措置

通常時は固体であり、吸入、付着及び目に入る等の事態は起こらないが、製品の溶接・溶断又は研磨等の加工時は発生した粉塵を吸引すること、ダストが目に入る等の事態は想定される。又、溶接時のアークにより火傷を起こす事態は想定される。このような場合は、応急処置のあと、必要に応じて医師の診断を受ける。以下応急処置の事例を挙げる。

吸入した場合 : 加工時に発生する粉塵を吸入したため気分が悪い場合、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息する。

皮膚に付着した場合 : 加工時に発生する粉塵が皮膚に付着した場合は、速やかに水で洗浄する。

目に入った場合 : 加工時に発生する粉塵が目に入った場合は、速やかに水で洗浄する。

飲み込んだ場合 : 加工時に発生する粉塵を飲み込んだ場合は、水を摂取し、速やかに口をすすぐ。

その他 : アーク等により火傷した場合は、患部を冷やす。

切削屑等で皮膚を傷つけた場合は、傷口を洗浄する。予想される急性症状及び遅発性症状:

吸入: 咳、眼: 赤目

応急措置をする者の保護: 情報なし。

医師に対する特別注意事項: 情報なし。

5. 火災時の措置

鋼材は不燃性(固体)の状態であり、周辺の火災時にも消火器・水による消火を行っても問題ない。

6. 漏出時の措置

鋼材は通常状態で固体であり、一般的な環境下では漏出することはない。

7. 取扱い及び保管上の注意

※取り扱い:

<技術的対策>

鋼材を溶接、溶断又は研磨等の加工を行い、粉塵/ヒューム等が発生する場合は適切な保護具を着用すること。

また、粉塵/ヒューム等が発生する場合は、必要な局所排気/全体換気を行うこと。

<安全取り扱い注意事項>

重量物の為、転倒、荷崩れ、落下に注意する。

鋼材の切断端面および切削屑等は、「バリ」「カエリ」などにより皮膚を傷つける場合がある。

8. ばく露防止及び保護措置

鋼材は通常状態で固体であり、一般的な環境下では暴露防止及び保護措置に関する有用な情報はない。

9. 物理的及び化学的性質

10. 安定性及び反応性

※安定性 : 一般の環境下では安定している。

※危険有害反応可能性 : 酸と接触すると有害ガス発生の原因となる可能性がある。

※避けるべき条件 : 高温との接触を避ける。*1

※混触危険物質 : 無し。

◇危険有害性のある分解生成物 : 溶接・溶断などの加工時に発生するヒューム中に金属化合物が含まれる可能性がある。

*1 鋼材品質の劣化を防止するための措置で、未実施の場合でも危険有害性物質の発生は無い。

11. 有害性情報

鋼材としては、現在のところ有用な有害性情報はない。

12. 環境影響情報

鋼材としては、現在のところ有用な環境影響情報はない。

13. 廃棄上の注意

鋼材の切端などはスクラップとしてリサイクル可能であり、廃棄物には該当しない。

加工工程で発生した粉塵等を産業廃棄物として処分する場合、または産業廃棄物を収容した容器、及び鋼材納入時に付随してきた包装材等を処分しようとする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、適切な方法で処分すること。

14. 輸送上の注意

輸送に関する国際規制対象物質に該当しない。

15. 適用法令

※労働安全衛生法

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

16. その他の情報

以上